

①住宅ローン控除、 ②住宅売却の申告、 ③贈与の申告
通常 5～8 万円のところ、前払いして頂ければ 4 万円になります。
(申告書作成の助言のみなら、2 万円になります。)

以下の資料を、郵送・FAX 又は、データで送信して頂きまして、
事前振込が確認できましたら、電話・メールにてご対応致します。

① 住宅ローン控除

【主な必要資料】 住民票、売買契約書コピー、登記簿謄本、住宅ローン残高証明書、給与所得の源泉税徴収票。

② 住宅売却の申告

【主な必要資料】 登記簿謄本、購入時の契約書コピー、住民票の除票、売却時の契約書コピー、住民票、給与所得の源泉税徴収票。

③ 贈与の申告

【主な必要資料】 内容が分かる証書・契約書、明細。受贈者の住民票・戸籍謄本、(贈与者の住民票)、(登記簿謄本)。

住宅ローン控除 or 住宅譲渡損失の申告のお客様へ

・【前払】 4 万円で承ります。

小規模宅地等の減額特例を使う相続人のお客様へ

- ・【最大】 33 万円 (相談料は無料)
- ・ マンション敷地の土地持分にも減額特例を使えます。
- ・ 評価が複雑な株式・不動産・生命保険がある場合等は別途請求。
- ・ 遺留分に配慮した遺産分割・代償金の計算等は別途請求。

過去に相続税を払い過ぎていないか心配なお客様へ

- ・ 納付済の相続税が還付された場合のみ。
- ・ 【成功報酬】 還付額の 2 割から。
- ・ 申告控ほか一式の送付を受け、還付になるかの判断まで無料。

*** 上記金額は税抜で表示しております。**

電話番号：03-3388-9638 FAX:03-3385-9638

164-0001 東京都中野区中野 4-4-11 南日本ビル 6 階
公認会計士・税理士 黒澤 功栄 koei@kurosawa.gr.jp

お振込先：みずほ銀行 中野北口支店 (243)

普通 1131229 クロサワ コウエイ